

まだ間に合う!!

消費税インボイス制度説明会

適格請求書（インボイス）とは、令和5年10月より、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。登録番号は、事前に税務署に申請する必要があります。インボイス制度とは、

全事業所
(個人・法人)
必見

<売手側> 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

<買手側> 令和5年10月より、買手は仕入税額控除の適用を段階的に受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

また、インボイス制度後の免税事業者との取引に係る**下請法等**の考え方や、**建設業法令遵守ガイドライン**、令和3年度税制改正における**電子帳簿等保存制度**について学ぶことが出来ます。

日時	① 令和4年12月20日（火）18:00～19:00 ② 令和4年12月21日（水）18:00～19:00
場所	① 広島県央商工会 北部会館 ② 広島県央商工会
定員	各15名
講師	寺西秀昭税理士事務所 代表 寺西 秀昭

消費税インボイス制度説明会申込書

事業所名：	TEL:
参加者名：	
受講日時： いずれかの番号に○印を記載 ① ②	広島県央商工会 FAX 082-437-0250 Mail:kishimoto-t@hint.or.jp